

訪問介護・訪問介護サービス・生活援助特化型訪問サービス

重要事項説明書

1 事業の目的と運営方針

要介護状態にある方に対し、適正な指定訪問介護、指定訪問介護サービス及び指定生活援助特化型訪問サービス（以下「訪問介護サービス等」という。）を提供することにより要介護状態の維持、改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。

また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2 事業者の内容

(1) 事業所の所在地等

事業者名	訪問介護ステーション光明
事業所番号	3 4 7 0 1 0 4 8 8 0
所在地	広島市東区牛田本町六丁目 1 番 1 号
管理者の氏名	境目 雅宏
電話番号／FAX 番号	(0 8 2) 2 2 1－8 6 2 8 ／ (0 8 2) 2 2 1－8 6 2 9

(2) 通常のサービスの実施地域

東区	牛田東、牛田南、牛田早稲田、牛田中、牛田本町、牛田旭、牛田新町、曙一丁目、愛宕町、上大須賀町、尾長西、光町、光が丘、二葉の里、山根町、若草町、戸坂くるめ木、戸坂千足、戸坂山崎町、戸坂惣田、戸坂中町、戸坂桜東町、戸坂桜西町、戸坂桜上町、戸坂山根一丁目～二丁目、戸坂出江、戸坂数甲一丁目、戸坂新町一丁目
西区	大芝、大宮、楠木町、三篠町、三篠北町、三滝町
中区	白島九軒町、白島中町、白島北町、東白島町、西白島町、上八丁堀、上幟町、基町
南区	大須賀町、松原町、猿猴橋町
安佐南区	西原二丁目～三丁目

(3) 事業所の職員体制

職種	職務の内容	配置人数
管理者	業務の一元的な管理	1 人
サービス提供責任者 兼訪問事業責任者	利用申し込みにかかる調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画等の作成をする	1 人以上
訪問介護員兼生活援助員	訪問介護、訪問介護サービス等の提供に当たる	常勤換算で 2.5 人以上

(4) 営業時間 1 月 1 日～1 2 月 3 1 日（年中無休） 午前 8 時 0 0 分から午後 5 時 0 0 分まで

(5) サービス提供時間 午前 7 時 0 0 分から午後 8 時 0 0 分までとする。

※午前 7 時 0 0 分から午前 8 時 0 0 まで、午後 6 時から午後 8 時までの時間にサービス提供を開始する際には、割増料金が発生します。

3 サービスの内容

○身体介護

入浴・排せつ・食事等の介護を行います。

○生活援助

調理・洗濯・掃除・買物等日常生活上の世話をを行います。

4 利用料金

(1) 基本料金及び加算料金

厚生労働大臣又は広島市長が定めるものであり、介護保険法による介護報酬の告示上の額として設定しており、単位数及び金額については、別紙「サービス料金表」のとおりとなります。

当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとします。介護保険の給付の範囲を超えたサービスを実施する際は全額自己負担となります。

加算料金については、事業所の人員体制の変動やご利用者の状況により、算定する加算が異なります。対象となる加算については、契約時に説明を行うと共に、変更があった場合には文章により説明させていただきます。

(2) 介護保険外のサービスとなる場合（サービス利用料の一部が制度上の支給限度額を超える場合を含む。）には、全額自己負担となります。（介護保険外のサービスとなる場合には、居宅サービス計画等を作成する際に居宅介護支援専門員から説明の上、利用者の同意を得ることとなります。）

(3) 交通費は利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、交通費の実費を請求致します。

(4) サービス提供にあたり必要となる利用者の居宅で使用する電気・ガス・水道の費用は、別途負担となります。

(5) 利用料、その他費用の請求および支払方法

① ご利用月の翌月 1 5 日までに請求書をお渡しします。請求書を受け取った月の末日までにお支払い下さい。受領した翌月に領収書をお渡しします。

② お支払い方法は、原則口座振替のみとなります。対応する金融機関の口座をお持ちで無い場合や、金融機関の届出印を紛失された場合など、やむを得ない場合については、以下の銀行口座にお支払いください。

(振込先口座)
もみじ銀行 牛田支店 (普通預金) 3039245
社会福祉法人うすい会広島光明学園
理事長 碓井法明
※振込の際には、ご利用者名にてお振込ください

③ 口座振替は毎月 2 0 日（金融機関が休業日の場合は翌営業日）に指定の金融機関より引落をさせていただきます。引落日の前日までに、ご指定の口座に利用料金を入金して頂けますようお願い致します。

- ④ 手続きが間に合わなかった場合や、残高不足等の事由により、引落が出来なかった場合については、翌月の引落の際に併せて引落させていただきます。

5 サービス利用に当たっての留意事項

- ① 入浴介助の必要な方に対しては、利用者の身体状況に適切なサービスを提供するため、主治医から入浴介助時の「医療情報提供書」をいただきます。
- ② 利用者またはその家族は、体調の変化があった際には事業所の従業者にご一報下さい。
- ③ 事業所では、原則として利用者宅の鍵のお預かりは致しません。鍵の取り扱いについては、利用者またはその家族とご相談させていただきます。
- ④ 事業所または従業者に対する贈物や飲食のもてなしはお受けできません。

6 キャンセル

- ① サービスの利用の中止をする際には、すみやかに事業所にご連絡ください。
- ② 利用者の都合でサービスを中止する場合、原則としてキャンセル料は無料ですが、できるだけサービス利用日の前々日までにご連絡ください。

7 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

8 守秘義務に関する対策

事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保守します。また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、従業者との服務規程の内容としています。

9 利用者の尊厳

利用者の人権・プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、従業者教育を行います。

10 虐待の防止について

- 事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。
- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置
- (4) 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを広島市に通報します

11 身体拘束の禁止

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- (2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

12 苦情相談窓口

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

【事業者の窓口】 訪問介護ステーション光明 管理者 境目 雅宏	電 話 番 号 082-221-8628 ファックス番号 082-221-8629 受 付 時 間 午前9時～午後5時
【市町村（保険者）の窓口】 広島市役所 健康福祉局高齢福祉部 介護保険課	広島市中区国泰寺一丁目6番34号 電 話 番 号 082-504-2183 ファックス番号 082-504-2136 受 付 時 間 午前8時30分～午後5時15分
【市町村（保険者）の窓口】 広島市東区役所 厚生部福祉課 高齢介護係	広島市東区東蟹屋町9番34号 電 話 番 号 082-568-7732 ファックス番号 082-568-7781 受 付 時 間 午前8時30分～午後5時15分
【公的団体の窓口】 広島県国民健康保険団体連合会	広島市中区東白島町19番49号 国保会館 電 話 番 号 082-554-0770 ファックス番号 082-511-9126 受 付 時 間 午前8時30分～午後5時15分
【公的団体の窓口】 広島県社会福祉協議会	広島市南区比治山本町12番2号 電 話 番 号 082-254-3419 ファックス番号 082-569-6161 受 付 時 間 午前8時30分～午後5時

13 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無	無し
実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

1 4 その他

- (1) 利用者がヘルパーの交代を希望される場合には、できる範囲内で対応させていただきます。前記の管理者までご相談ください。
- (2) サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項に留意してください。
- ヘルパーは医療行為や年金等の金銭の取り扱いは致しかねます。(生活支援として行う買い物等に伴う少額の金銭の取り扱いは可能です。)
 - ヘルパーは、介護保険制度上、利用者の介護や家事の準備等を行うこととされていますので、家族の方への食事の準備など、それ以外の業務については介護保険外のサービスとなります。

令和 年 月 日

利用 者 (契 約 者)	私は、本書面により、事業者から訪問介護サービス等についての重要事項の説明を受けました。			
	住 所	〒 —		
	氏 名			
	電話番号	() —	F A X	() —

☐ 利用者は、身体状況等により署名ができないため、利用者本人の意思を確認のうえ、私（代理人）が利用者に代わって、その署名を代筆しました。

代 理 人	私は、本書面により、事業者から訪問介護サービス等についての重要事項の説明を受けました。			
	本 人 と の 関 係			
	住 所	〒 —		
	氏 名			
	電話番号	() —	F A X	() —

事 業 者	事業者は、訪問介護サービス等の利用にあたり、利用者及び代理人に対して本書面に基づいて重要な事項を説明しました。			
	事 業 者	〒732-0066 広島市東区牛田本町五丁目1番2号 社会福祉法人うすい会広島光明学園		
	事 業 所	〒732-0066 広島市東区牛田本町六丁目1番1号 訪問介護ステーション光明 説明者		
	電話番号	(082) 221 - 8628	F A X	(082) 221 - 8629